

平成十一年総理府令第六十七号

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  
第百五号)第八条第一項及び第二項第一号、第十二条第一項及び第二項(同法第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項及び第二項(第十四条第一項、第二十九条第四項(同法第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項、第四十一条第二項並びに第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則を次のように定める。

(フロン類の破壊方法)  
第一条 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)以下「令」という。別表第二第十七号の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 露天焼却法  
二 液中燃焼法  
三 過熱蒸気反応法

(排出基準)

第一条の二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下「法」という。)第八条第一項の排出基準は、大気排出基準については別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、水質排出基準があつては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。

(測定方法)

第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びに令第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 排出ガスを測定する場合にあつては、日本産業規格K○三一一によるほか、次によること。

イ 排出ガスの採取に当たつては、通常の操業状態においては、令別表第一第五号に掲げる施設にあつては、燃焼状態が安定した時点から時間以上経過した後、原則四時間以上採取すること。

ロ 採取したガスは、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態のものに換算すること。

ハ 令別表第一一号及び第五号に掲げる施設からの排出ガスを測定する場合にあつては、

は、日本産業規格K○三一一の七・四・三の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素の濃度(O<sub>n</sub>)は十五パーセント、令別表第一第五号に掲げる施設にあつては、十二パーセントとする。

二 排出水を測定する場合にあつては日本産業規格K○三一二によること。

三 法第四十五条第三項に基づき測定する場合には、前二号の規定によるほか、次によること。

イ 同一試料について二回分析を行い、それらの分析によるダイオキシン類の量(法第八条第二項第一号に規定する換算の方法により換算した量をいう。以下この号において同じ。)のうち小さい方を測定結果として同一のうち小さい方を測定結果とすること。

ロ 次のいずれにも該当する場合にあつては、同一試料について再度分析を行い、当該再度の分析によるダイオキシン類の量がイの測定結果より小さい場合は、イの規定にかかわらず、当該再度の分析によるダイオキシン類の量を測定結果とする。

(1) 別表第三の中欄に掲げる異性体(当該規制基準に適合しないとき

(2) 別表第三の中欄に掲げる異性体(当該異性体についてのイに規定する分析による二回の測定量がいずれも定量下限以上であるものに限る。)のうち少なくとも

一の異性体について、当該二回の測定量の平均値と、当該二回の測定量のうち小さい方との差が、当該平均値に十分の三乗じて得た値を超えるとき

二 法第十二条第二項の環境省令で定める事項第二項並びに第十四条第一項の規定による届出書は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

(特定施設の設置等の届出)

第四条 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項第一号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、一・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性へ換算したものとする。

二 前項第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、一・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性へ換算したものとする。

(届出書の提出部数等)

第五条 法第二十八条第三項による報告は、様式三項の規定による報告は、届出書又は報告書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(光ディスクによる手続)

第六条 法第二十八条第一項、第六条及び第七条の規定による報告書によつてしなければならない。

(光ディスクによる手続)

第七条 法第二十四条第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三十ノグラムとする。

(承継の届出)

第八条 法第十九条第三項による届出は、様式第五による届出書によつてしなければならない。

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る施設にあつては、十二パーセントとする。

二 前項第四号に規定するところにより環境大臣が定める方法

一 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法であつて環境大臣が定める方法

二 前項第四号に規定する二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算

三 前項第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて換算する。

二 前項第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、一・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性へ換算したものとする。

(届出書の提出部数等)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算

二 前項第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて換算する。

(届出書の提出部数等)

第四条 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項第一号又は第二項第二号に規定する方法(同条第一項第四号ハに掲げる方法を除く。)により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、一・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性へ換算したものとする。

(特定施設の設置等の届出)

第五条 法第二十八条第一項、第六条及び第七条の規定による報告書によつてしなければならない。

(光ディスクによる手続)

第六条 法第二十八条第三項による報告は、様式三項の規定による報告書によつてしなければならない。

(光ディスクによる手続)

は様式第四による届出書によつてしなければならない。

二 前項の基準は、第二条第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

三 前項の基準は、第一グラムにつき三十ノグラムとする。



附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準	(附則第二条関係)
令別表第二第五号に掲げる二塩化エチレン洗浄施設	「リツトルにつき二十ピコグラム
令別表第二第九号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	「リツトルにつき二十ピコグラム
令別表第二第十一号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの	「リツトルにつき五十ピコグラム

関する省令（平成十二年厚生省令第一号）は、廃止する。  
**附 則（平成一七年八月一五日環境省令）**  
**第一五号**  
この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日環境省令  
第二〇号）

**第一条** この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月一日環境省令  
第一五号）

附則（令和六年四月一日環境省令第一  
七号）抄

表第2の表の一欄に記載する水質基準が該工場を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準を対象施設を有し、それらの排水系系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系系統からの排出水については、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

第九四号)抄  
この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成二年八月一日總理府令)  
第九四号)抄

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。  
附 則（平成一四年七月三一日環境省令第一八号）  
この省令は、平成十四年八月十五日から施行する。  
附 則（平成一五年一二月一七日環境省令第三一号）  
この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月二七日環境省  
令第三〇号）抄

**第一条** この省令は、平成十六年十二月二十七日  
(施行期日)

六

**第三条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一九年四月二〇日環境省令第一号抄)

(施行期日)

(経過措置) 第二条 二の省令の施行の際現にある二の省令、

**第三条** 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一九年六月一日環境省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項又は第二項の規定により行った測定に係る同条第三項の規定による報告は、この省令による改正後のダイオキシン類対策特別措置法施行規則第八条の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式第六による報告書によつてしなければならない。

附 則（平成二三年三月三一日環境省令第五号）

この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一八日環境省令第三一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）

三号 附 則（令和三年三月二十五日環境省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。









様式第7(第10条関係)  
ダイオキシ封筒

郵便料金  
料金  
封筒

記入欄  
宛名  
件名  
宛地  
封筒裏面  
記入欄  
宛名  
件名  
宛地  
封筒裏面

備考  
1. 領取のときは、日本郵便業者と手てて  
2. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
3. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
4. 領取の場合は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
5. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
6. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
7. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
8. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
9. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
10. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。

2. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。

備考  
1. 領取のときは、日本郵便業者と手てて  
2. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
3. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
4. 領取の場合は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
5. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
6. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
7. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
8. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
9. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
10. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。

様式第8(第14条関係)  
ダイオキシ封筒

宛名及げ長名 年 月 日 真	件名 年 月 日 宛地 封筒裏面
----------------------	---------------------------

郵便料金  
料金  
封筒

記入欄  
宛名  
件名  
宛地  
封筒裏面

備考  
1. 領取のときは、日本郵便業者と手てて  
2. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
3. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
4. 領取の場合は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
5. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
6. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
7. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
8. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
9. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。  
10. ダイオキシ封筒は、日本郵便業者が封筒を発送すること。